

## 職員の懲戒処分について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1 生活文化局職員の服務規律違反事故

##### (1) 懲戒処分の内容等

###### ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	54	女性	停職1月

###### イ 管理監督者

生活文化局	副参事	戒告
	主事	減給1/10・1月
	主事	戒告

##### (2) 事故の概要

事故者は、システム改修委託が履行期限を過ぎても完了していないことを関係職員に伝えず、改修未了のまま委託料が支払われる事態を生じさせた。

また、システム改修が完了していない状況のまま、改修が完了した前提でシステムの保守業務等を委託し、受託者が履行できない事態を生じさせた。

#### 2 病院経営本部職員の非行事故

##### (1) 懲戒処分の内容等

###### 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	38	男性	停職1月

##### (2) 事故の概要

事故者は、令和3年11月21日、路上で拾った他人名義のクレジットカードを使用し、コンビニエンスストアで飲料等（171円相当）を購入した。

### 3 産業労働局職員（会計年度任用職員）の非行事故

#### （1）懲戒処分の内容等

事故者

区分	年齢	性別	内容
事故者A	40	女性	停職1月
事故者B	59	男性	戒告

なお、管理監督者及び関係者については、事実関係を詳細に確認の上、別途対処する。

#### （2）事故の概要

事故者Aは、事故者Bに依頼した虚偽の在職証明により、経歴を偽った履歴書を用いて、免許を不正に取得した。なお、当該免許は既に取り消されている。

事故者Bは、事故者Aに関する虚偽の在職証明を行った。

### 4 主税局職員の非行事故

#### （1）懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	49	男性	停職7日

#### （2）事故の概要

事故者は、令和3年10月26日から同年12月23日までの間に、私事欠勤16日を行った。

### 5 発令年月日

令和4年3月29日

問合せ先  
総務局人事部人事課（サービス班）  
電話 03 - 5388 - 2376(直通)